

休会制度の概要

【趣旨】

「協会は、主に出産・育児、介護、長期の病気療養などを理由に、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として休会制度を創設しました。これまでは、会費を支払いながら会員に留まるか、退会するか二者択一しかありませんでしたが、これからは、正会員の特例として会費を免除される休会という選択肢が加わることになります。」とあり、福井県においても出産や育児などのため休職されている会員から休会制度に関する問い合わせが何件ありました。そこで、福井県作業療法士会としても、県士会員への支援策として協会に準ずるかたちで休会制度を設けるべきであると判断し、平成 27 年 5 月 17 日に開催された福井県作業療法士会総会での承認をもって制度の運用を決定しました。

【期間】

休会期間は 1 年度単位（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）とし、最大 5 回まで、連続的もしくは断続的にとることが可能です。休会期間中の 2 月末日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。

【義務の免除】

休会すると、その期間中の会費が免除されます。

【権利の停止】

休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

- (1) 役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあつては社員総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会及び研修会への参加（非会員としての参加は可能）
- (4) 機関誌、学術誌、その他県士会発行物の受取

【申請手続】

前提条件

- ① 申請年度までの会費が完納されていること
- ② 日本作業療法士協会に休会届を提出していること
- ③ 過去の休会期間が 5 年間に達していないこと

提出書類

日本作業療法士協会書式の休会届写し、または日本作業療法士協会の休会を証明できるもの（事務局まで郵送してください）

提出期限

休会しようとする年度の前年度の 2 月 末日まで
（期限を過ぎて提出された場合は翌々年度からの適用となりますのでご注意ください）

提出先

〒910-0063 福井県福井市灯明寺1丁目2401-2 一般社団法人 福井県作業療法士会 事務局

【復会にあたって】

休会期間中の3月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。復会時の県士会発行物は所属施設宛に発送されます。

【途中復会を希望する場合】

休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、①日本作業療法士協会に提出する復会届の写しを福井県作業療法士会事務局に郵送するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、上記の【権利の停止】に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。

【年度途中の休会申請の取り扱いについて】

年度途中の休会は認められません。県士会の会費は年度単位であり、会員資格も年度単位となっています。そのため、年会費を支払えば、その年度については4月1日から翌年3月31日までの会員資格が継続する仕組みです。したがって休会も年度単位となり、手続きを行った年度の次年度（4月1日から翌年3月31日まで）が休会期間となります。

